



## 著作権の法的側面、その趣旨と目的

九州芸術工科大学芸術工学部 芸術情報設計学科教授 黒澤 節男

### I. 無体財産としての著作権

著作権というのは無体財産あるいは知的財産、あるいは知的所有権と言われるように、形の無いものの権利を保護することになっております。形のあるものは黙って持って行くと泥棒と言われることになりますので無断では、やらないわけです。ところが形の無いものになりますと、それが見えないこともあり、それを使おうと思った相手方がその近くにいないこともあって、つつい使ってしまうことが往々にしてあります。

昔、声優で有名な徳川夢声さんがよく「人のものを黙って使うのは泥棒ですぞ」というようなことを例の独特の調子でしゃべっていらっしゃいましたが、著作権というのは形の無い財産として保護されてきております。

### II. 著作権保護の始まり

著作権が意識されるようになったのは、15世紀中頃のグーテンベルグが活版印刷機を発明した時だと著作権の世界では言われております。それまでと違って大量の印刷物ができるようになって著作権の保護が始まったようです。

その時代は、まず著作者の方ではなく出版者の保護から始まりました。グーテンベルグが印刷術を発明して、どんどん著作物を印刷して出版者が儲かった。ところが出版者は儲かったけれど、その元の著作物を創った著作者には実入

りがない。これでは著作者の方は新しい創作物をつくる意欲がなくなってしまう。そのようなことから、まず出版者を保護した後に、著作者も保護しようということで著作権の保護が始まったと聞いております。

法制的には、世界で初めての著作権法は1709年のイギリスのアン女王時代のアン法典だと言われております。それ以降、時代が下りまして19世紀の終り頃、スイスのベルヌ（現在のベルン）という所で、文豪のヴィクトル・ユーゴーらが中心になって国際的な著作権条約を作ろうと、1886年にベルヌ条約ができました。この条約が今日のインターネット時代にも、世界の国々とお互いに著作権の保護をし合っている基となっています。

### III. わが国における著作権保護

そのベルヌ条約に日本が加盟したのは明治時代の後半です。日本では、明治2年に出版条例が公布され、これはヨーロッパと同じように、まず出版者の保護から始まりました。次に明治20年になり、これが「版權条例」に変わりました。ご年輩の方は「版權」という言葉を聞いたことがあると思いますが、現在の「著作権使用料」とか「著作権」という言葉の代わりに、昔は「版權」と言っておりました。これは慶応義塾大学を創立した福沢諭吉さんが「copyright」を「版權」という言葉に訳したのだと聞いております。

それが本格的にできたのが、明治32年、1899

年の旧著作権法です。この時に先ほど言ったように日本はベルヌ条約に加入して、国際的にもお互いに保護しましょう、ということになったわけです。1899年ですから、去年がちょうどその100周年の節目の年でいろいろな行事も行われましたが、そのカタカナの明治の著作権法がずっと昭和の戦後まで続いたわけです。そして昭和45年、1970年に「新しい著作権法」に生まれ変わりました。後でも話が出てきます、図書館における複製が認められたのも、この45年の法改正の時、新しい著作権法になってからでございます。その後新しい機器や利用手段が出て来まして、それに伴い、例えばコンピュータ・プログラムを著作物の例示に加えましょうとか、インターネットでのいろいろな送信についても保護しましょうとか、様々な形での部分的な改正はされておりますけれども、基本的には昭和45年にできた法律がベースになっております。

#### Ⅳ. 著作権法の目的—権利の保護と公正な使用

著作権法というと、皆さんは、単に権利者を保護する法律だと思いがちですが、それは決してそうではありません。現在の著作権法は第1条の「目的」のところに書いてありますように、「この法律は著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めております。著作者等の権利の保護を図ることが第一の目的ですが、更に、その公正な利用にも留意しましょうと書かれております。著作者の権利を保護するのと同時にその利用についても留意するというこの二つを調整しながら、それらの調和の中で文化の発展に寄与するのが著作権法の目的だということになっております。

著作権はそういうことで権利が認められていますが、著作者の権利は、皆さんが例えば、お

休みの日などに絵を描いたり、写真を撮ったり、あるいは俳句を作ったり、短歌をひねったり、あるいは論文を書いたりとか、いろいろな著作物を創ります。

皆さんがそうやって著作物を創って、それを自分で楽しんでいるだけの場合には著作権法は動いてまいりません。著作権というのは、著作物を創った者ではなく、誰か他の人が使う場合に、それについてOKを出したり、あるいはそのような使い方では困りますと拒否をしたり、あるいはこういう条件なら使って良いですよというようなことで、その場面で著作権が改めてクローズアップされてくるわけです。

著作権は排他的な、あるいは独占的な権利と言われてもおりますが、人が他人のものを使う場合には許諾を得なければならないというのが原則になっております。ところが土地とか建物とか有体の物については、何十代続いた曾爺さんの物だとかいろいろな物を相続するわけですが、著作権の場合は、文化的な所産でもあり、円滑な利用、公正な利用ということもありますので、例えば著作者の死後50年で期限を区切り、著作権の存続期間が消滅することにしております。死後50年は保護するが、あとは誰でも自由に使って良いことにしよう、と法律でしっかりと定めています。日本人の場合、今現在ですと昭和24年12月31日以前に亡くなった人については、死後の50年経過により公有という公の財産としてそのまま無断で使うことが可能になります。

例えば、私が住んでいる福岡出身の詩人の北原白秋は昭和17年に亡くなっていますから当然著作権は消滅しております。そうすると、北原白秋の「からたちの花」という詩をホームページに載せたりとか、あるいは文集の中に入れたりとか、そういったことは無断でできるわけです。先ほどの有体の財産ですとずっと何百年も続くわけですが、著作権の方は、ある一定の年限を保護して、あとは自由にそれを皆で使いたしようというのが法の趣旨でございます。

それと同時に、福祉とか教育とか、ある一定の場合には一々著作者に断らなくても、権利者に断らなくても使って良いだろうということを定めております。これが先ほどの著作権法の目的に書かれている「公正な利用に留意しつつ」という文言の担保になっているわけで、その一つが、「著作権の制限規定」です。この「制限規定」に該当すれば、本来ならば著作者の許諾を得て使わなければならないものが、著作者、権利者に断らなくても使って良いこととされており、著作権法では20ぐらいの条文がそれに該当します。

#### V. 図書館等における複製—政令で定める図書館等と司書等の配置の意味

その中の一つに「図書館等における複製」という著作権法31条の規定があります。

先ほど言いましたように、著作者というのは独占的・排他的権利があるわけですが、図書館における複製の場合はその権利を著作者が行使用するのを控えてもらう、我慢してもらいましょうとしたわけですから、図書館で無断で複製できる場合の条件はかなり厳しくなっております。複製のできる図書館は、限られた図書館…お手元の資料にありますように「図書記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの」ですから政令で定める図書館でなければ権利者に無断でコピーサービスはできないとしております。逆に言えば政令で定めてない図書館は一つ一つ許諾を得てコピーをするということになります。

政令で定める図書館というのは国立国会図書館であり、市町村立あるいは県立・府立の公共図書館であり、あるいは大学の図書館であり、あるいは博物館や研究所の図書館、それから文化庁長官が指定した図書館ということになっております。本日の主催団体である「病院図書室」というのは、残念ながらこの政令で定める図書館には入っておりません（一部「国立東京第二

病院図書室」などは文化庁長官が指定した図書館の中に含まれています）。したがって通常の病院図書室は権利者の許諾を得ないとコピーサービスができないという実態にあります。学校についても大学・高専はコピーサービスが許されておりますが、高校・中学・小学校の学校図書室は、その政令に定める図書館に入っておりませんので、無断ではコピーサービスはできない状況です。それから企業の図書室につきましても、いろいろな大企業が立派な研究所を持って図書室を持ったりしておりますけれども、これも政令に定める図書館に入っておりませんので、これも一々許諾を得なければなりません。もっとも、現在、日本複写権センターという社団法人ができて、企業とそこの間で契約を結んで、年間一定の著作権使用料を支払えば研究所の図書室においてコピーをしても良いという包括的な契約を結んでやっている例がありますけれども、本来的には許諾を得ないとできないことになります。

それからもう一つの条件としては、政令で定める図書館は、大学図書館とか公共図書館であると同時に、そこに司書又はこれに相当する職員がいなければいけないと文部省令で定めています。著作権に詳しい職員がいることが必須の要件です。

図書館という所は著作物の宝庫として宝物がそこに一杯溢れているわけですから、そこで無制限にコピーしても良いとなりますと、どんどんコピーがされてしまう。そうなる権利者の利益が不当に害されてしまうのではないかという理由で、職員の配置が定められています。31条では、更に、著作物の一部分しかコピーしてはいけないとか、あるいは定期刊行物であれば次号が出たものは良いけれども、最新号をコピーするのはだめとか、そのようなことを定めております。政令で定める図書館において図書館職員がチェックする、ということが本来的な法の趣旨であり、期待もされているわけです。

## VI. 現状と著作権法との乖離

ところが現在では、コイン式複写機がかなりの図書室、図書館に導入されておりまして、利用者に勝手にコピーをさせていて、図書館職員がチェックしないというような実態がございます。そういったことは法の趣旨からみていかがかと思えます。

図書館における複製については昭和45年の法改正で、それまでは図書館で手書きで書き写すのは適法だけれども、機械で複製するのは違法だというふうになっていたものを、コピー機でコピーするのも適法だというふうに変えました。その法律ができて以来、もう30年経過して

おりますが、この条文は当時のままで全く変わっていません。

現実には、先ほど言いましたようにコピーがコイン式複写機に変わって、野放し状態で行われているという実態があります。著作権が改正された当時と比べるとこの法と実態との乖離は由々しき状況にあるのでこれを何とか解決をしないといけないのではないか、こういった違法状態が続くというのは良くないんじゃないか、というふうに思っております。権利者・使用者にとってもこの31条の規定の見直しが是非とも必要ではないかと常日頃感じているところでございます。